

## 和光市国民健康保険税条例の一部改正について

## 【目的】

今回の改正は、令和3年度からの3年を一期とする第2期国民健康保険事業計画を策定し、納付金等から本来被保険者が負担すべき国民健康保険税必要額を推計した上で、適正な税率等を定めるものです。

## 【内容】

		改正前	改正案	現行との比較
医療給付費分	所得割 (%)	6.9	7.2	0.3
	資産割 (%)	12.0	12.0	—
	均等割 (円)	16,800	18,000	1,200
	平等割 (円)	18,000	18,000	—
	課税限度額 (万円)	61	63	2
後期高齢者支援金分	所得割 (%)	2.0	2.2	0.2
	均等割 (円)	7,200	9,000	1,800
	課税限度額 (万円)	19	19	—
介護納付金分	所得割 (%)	1.2	1.7	0.5
	均等割 (円)	7,200	9,000	1,800
	課税限度額 (万円)	16	17	1

## 【施行期日】

令和3年4月1日